

豊職労発327号  
2022年7月27日

豊中市長

長内繁樹様



定年引上げに関する統一要求書

記

- (1) 定年引き上げについては、重要な労働条件であり、労使交渉・協議を尽くし、労使合意に基づいて、早期に条例化すること。
- (2) 希望するすべての職員が年金を受給するまで働き続けることができる権利を保障すること。
- (3) 加齢等に伴い職務遂行に支障を来すおそれがある職務・職種について、具体的に労使協議を行うこと。また、配置上の工夫などの条件整備、健康・福祉を考慮した勤務条件の確保など個々の職員の能力・適正に応じ職務の設定、具体的な人員配置を行うこと。
- (4) 60歳に達した職員の給与水準は引き下げないこと。いわゆる「給与カーブ」を「連続的」とするなど制度改悪を行わないこと。そのことを国・関係機関に要請すること。
- (5) 「役職定年制」については、そのメリットやデメリットを検証し、当事者に不利益を招かないようすること。
- (6) 60歳以後の退職手当は、定年扱いとすること。国公のいわゆる「ピーク時特例」を適用し、「最高号給」を算定基礎とすること。
- (7) 定年前再任用短時間勤務制度について、希望者全員に適用すること。また、本人希望により、途中からフルタイム勤務も可能な制度にすること。
- (8) 「キャリア・リターン制度」を制度化すること。
- (9) 2023年度に60歳を迎える定年引上げの対象となる職員が、安心して働き方を選択できるよう2022年秋までに制度の情報提供を行い、意思確認を行うこと。
- (10) 65歳の定年引上げの完成まで、隔年で定年退職者がいる年度が発生するが、定期的に新規採用を行うこと
- (11) 定年引上げを待たずに、現行の再任用職員（定年引上げ経過時の暫定再任用職員）の賃金を抜本的に改善し、定年引上げ時の給与と均衡のとれたものとすること。生活関連手当を制度化すること。

以上